

検査員評定

2. 施工状況 — I. 施工管理

【評価結果項目】

- a. 施工管理が優れている
- b. 施工管理が良好である
- c. 施工管理が適切である
- d. 施工管理がやや不適切である
- e. 施工管理が不適切である

「評価対象項目」

- ① 契約書第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。
- ② 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。
- ③ 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。
- ④ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。
- ⑤ 工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。
- ⑥ 使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。
- ⑦ 一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。
- ⑧ 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。
- ⑨ 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。
- ⑩ 独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。
- ⑪ 工事の関係書類及び資料の整理がよい。
- ⑫ その他

理由

※1 評価の対象とする場合は、左口にチェックを入れる。

※2 左口にチェックを入れた項目のうち、該当した項目の右口にチェックを入れる。

※3 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

※4 評価値 (0 %) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()

●判定基準

該当項目が90%以上…………… a

該当項目が80%以上90%未満…………… b

該当項目が60%以上80%未満…………… c

該当項目が60%未満…………… d

[マイナス要因]

- 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
上記該当があれば…………… d
- 施工管理に関して、検査職員から文書による改善指示を行った。
上記該当があれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ — I. 出来形

【評価結果項目】

- a. 出来形が特に優れている
- a'. 出来形が優れている
- b. 出来形が特に良好である
- b'. 出来形が良好である
- c. 出来形が適切である
- d. 出来形がやや不適切である
- e. 出来形が不適切である

「評価対象項目」

- ① 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
- ② 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
- ③ 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。
- ④ 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。
- ⑤ 出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。
- ⑥ 現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。
- ⑦ 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。
- ⑧ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。
- ⑨ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。
- ⑩ その他

理由

※1 出来形の評定は、工事全般を通したものとする。

※2 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

※3 評価の対象とする場合は、左口にチェックを入れる。

※4 左口にチェックを入れた項目のうち、該当した項目の右口にチェックを入れる。

※5 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

※6 評価値 (0 %) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()

●判定基準

- 該当項目が90%以上…………… a
- 該当項目が80%以上90%未満…………… a'
- 該当項目が70%以上80%未満…………… b
- 該当項目が60%以上70%未満…………… b'
- 該当項目が50%以上60%未満…………… c
- 該当項目が50%未満…………… d

[マイナス要因]

- 出来形の管理に関して監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記該当があれば…………… d
- 出来形が不適切であった為、契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。
上記該当があれば…………… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ ー II. 品質

【評価結果項目】

- a. 品質が特に優れている
- a'. 品質が優れている
- b. 品質が特に良好である
- b'. 品質が良好である
- c. 品質が適切である
- d. 品質がやや不適切である
- e. 品質が不適切である

【総合評価】 評価：

●判定基準

- 該当項目が90%以上…………… a
- 該当項目が80%以上90%未満…………… a'
- 該当項目が70%以上80%未満…………… b
- 該当項目が60%以上70%未満…………… b'
- 該当項目が50%以上60%未満…………… c
- 該当項目が50%未満…………… d

【建築工事】 評価：

「評価対象項目」

- ① 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
- ② 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
- ③ 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
- ④ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
- ⑤ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
- ⑥ 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
- ⑦ 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
- ⑧ 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
- ⑨ その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
- ⑩ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
- ⑪ 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
- ⑫ その他

理由

※1 目的物の品質の水準を評価すること。

※2 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3 評価の対象とする場合は、左口にチェックを入れる。

※4 左口にチェックを入れた項目のうち、該当した項目の右口にチェックを入れる。

※5 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

※6 評価値 (0 %) = 該当項目数 (0) / 評価対象項目数 (0)

※7 デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事費率は1.0とする。

●判定基準

- 該当項目が90%以上…………… a
- 該当項目が80%以上90%未満…………… a'
- 該当項目が70%以上80%未満…………… b
- 該当項目が60%以上70%未満…………… b'
- 該当項目が50%以上60%未満…………… c
- 該当項目が50%未満…………… d

[マイナス要因]

- 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記該当があれば…………… d
- 品質が不適切であった為、契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。
上記該当があれば…………… e

【電気設備工事】 評価：

「評価対象項目」

- ① 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
- ② 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
- ③ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
- ④ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
- ⑤ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
- ⑥ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。
- ⑦ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。
- ⑧ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。
- ⑨ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
- ⑩ 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
- ⑪ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
- ⑫ その他

理由

※1 目的物の品質の水準を評価すること。

※2 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3 評価の対象とする場合は、左口にチェックを入れる。

※4 左口にチェックを入れた項目のうち、該当した項目の右口にチェックを入れる。

※5 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

※6 評価値 (0 %) = 該当項目数 (0) / 評価対象項目数 (0)

※7 デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事費率は1.0とする。

●判定基準

- 該当項目が90%以上…………… a
- 該当項目が80%以上90%未満…………… a'
- 該当項目が70%以上80%未満…………… b

該当項目が60%以上70%未満…… b'
該当項目が50%以上60%未満…… c
該当項目が50%未満…… d

- [マイナス要因]
- 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。
上記該当があれば…… d
 - 品質が不適切であった為、契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。
上記該当があれば…… e

評価：

検査員評定

3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来栄え

【評価結果項目】

- a. 全体的な完成度が優れている
- b. 全体的な完成度が良好である
- c. 全体的な完成度が適切である
- d. 全体的な完成度が劣っている

【総合評価】 評価：

●判定基準

- 該当項目が90%以上…………… a
- 該当項目が80%以上90%未満…………… b
- 該当項目が80%未満…………… c

【建築工事】 評価：

「評価対象項目」

- ① きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
- ② 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
- ③ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。
- ④ 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。
- ⑤ 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。
- ⑥ 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。
- ⑦ 保身に配慮した施工がなされている。
- ⑧ その他

理由

- ※1 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。
- ※2 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。
- ※3 評価の対象とする場合は、左口にチェックを入れる。
- ※4 左口にチェックを入れた項目のうち、該当した項目の右口にチェックを入れる。
- ※5 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ※6 評価値(0%) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(0)
- ※7 なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
- ※8 デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事費率は1.0とする。

●判定基準

- 該当項目が90%以上…………… a
- 該当項目が80%以上90%未満…………… b
- 該当項目が80%未満…………… c

- [マイナス要因]
出来ばえが劣っている。
上記該当があれば…………… d

【電気設備工事】 評価：

「評価対象項目」

- ① きめ細やかな施工がなされている。
- ② 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
- ③ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
- ④ 環境負荷低減への対策が優れている。
- ⑤ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
- ⑥ その他

理由

- ※1 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。
- ※2 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。
- ※3 評価の対象とする場合は、左口にチェックを入れる。
- ※4 左口にチェックを入れた項目のうち、該当した項目の右口にチェックを入れる。
- ※5 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ※6 評価値(0 %) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(0)
- ※7 なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
- ※8 デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事費率は1.0とする。

●判定基準

- 該当項目が90%以上…………… a
- 該当項目が80%以上90%未満…………… b
- 該当項目が80%未満…………… c

- [マイナス要因]
出来ばえが劣っている。
上記該当があれば…………… d

評価：